弁済」といい、その弁済額を「仮弁済額」という。）。ただし、仮弁済額が確定更生担保権額を超過する場合、仮弁済として確定更生担保権額を支払う。

⑵　預金質権の解除

船舶更生担保権者は、仮弁済を行うことを目的として管財人が通知した日までに、前記４⑵の定めに従い設定された預金質権の解除に必要な書類を管財人に交付する。

６　本弁済

⑴　本弁済の実施

管財人は、諸経費及び更生協力金が確定したときは、譲渡手取額から仮弁済額を控除した残額について、後記⑵ないし⑷の定めに従い弁済を行う（以下、本項に基づく弁済を「本弁済」といい、本弁済により弁済される額を「本弁済額」という。）。

なお、管財人は、本弁済を実施するときは、速やかに船舶更生担保権者に対し、本弁済を実施する旨、本弁済実施日及び本弁済の概要について通知するものとする。

⑵　確定更生担保権額を下回った場合の措置

譲渡手取額が別表８「更生担保権弁済計画表（船舶）」記載の更生担保権（以下「船舶更生担保権」という。）の確定債権額を下回った場合（以下、下回った金額を「確定更生担保権不足額」という。）、船舶更生担保権のうち確定更生担保権不足額に相当する金額については、本章第３節第２款第２の定めを準用して、一般更生債権と同等に権利を変更し弁済する。弁済方法については、第５章第２節を準用する。これらの規定の準用に当たっては、本弁済を受けた日に、未確定更生債権が確定したものとみなす。

⑶　確定更生担保権額を上回った場合の措置

譲渡手取額が船舶更生担保権の確定債権額を上回った場合（以下、上回った金額を「確定更生担保権超過額」という。）において、船舶更生担保権者が、一般更生債権（ただし、譲渡手取額が本件船舶の更生手続開始の時における時価であったならば更生担保権となるべき一般更生債権に限る。）を有するときは、当該一般更生債権のうち、確定更生担保権超過額に相当する部分について、船舶更生担保権と同等に取り扱うこととし、本弁済実施日に、確定更生担保権超過額（ただし、当該一般更生債権のうち、確定更生担保権超過額に相当する部分について、本章第３節第１款第２及び第２款第２に基づき、既に一般更生債権として弁済を受けている場合には、その弁済額を控除する。）を一括して弁済する。

⑷　預金質権の解除

船舶更生担保権者は、本項⑴の通知を受領したときは、通知を受領した日から10日以内に、前記４⑵の定めに従い設定された預金質権の解除に必要な書類を管財人に交付する。

７　更生計画認可決定前の譲渡の特則

管財人は、更生計画認可決定日までの間に本件船舶を譲渡した場合は、裁判所の許可を得て、本件譲渡代金について前記４の定めに従い担保変換を行い、変換された担保権について、前記５及び６の定めに従い弁済を行う。

８　弁済上限

船舶更生担保権者が、確定更生担保権に対する弁済として、本章第３節第１款に定める相殺猶予相当額に係る一般更生債権への弁済（以下「相殺猶予分弁済額」という。）と合算して弁済を受けることのできる総額は、別表８「更生担保権弁済計画表（船舶）」の「債権総額（弁済上限額）」欄記載の額（以下「弁済上限額」という。）を上限とし、弁済上限額から相殺猶予分弁済額を控除した残額（以下「相殺猶予分弁済後残高」という。）が確定更生担保権額を下回る場合、確定更生担保権への弁済（前記「５　仮弁済」以降の更生担保権の弁済をいう。以下同じ。）は、相殺猶予分弁済後残高を上限とする。この場合、船舶更生担保権の確定更生担保権額と相殺猶予分弁済後残高との差額に相当する金額については、相殺猶予相当額に係る一般更生債権であったものとみなす。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

第１　租税等の請求権

該当なし。

第２　労働債権

１　確定優先的更生債権

確定した優先的更生債権は存在しない。

２　弁済方法

更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、更生計画認可決定日に、その全額につき免除を受ける。確定した優先的更生債権（労働債権）は、その確定債権額を、更生計画認可決定確定日から１か月後の日が属する月の末日限り弁済する。

なお、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１款　相殺猶予相当額に係る金融債権者の一般更生債権

第１　確定更生債権

相殺猶予相当額に係る金融債権者の一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表９－１「一般更生債権（金融・相殺猶予）弁済計画表」記載のとおりである。

（確定更生債権）　258,604,881円
（債権者数）　１名

ただし、相殺猶予相当額に係る金融債権者の一般更生債権のうち、外貨建預金に相応する部分（別表９－１「一般更生債権（金融・相殺猶予）弁済計画表」の「相殺猶予預金額」のうち「ドル建預金」欄記載の外貨建預金相当額）については、本件船舶の譲渡に際して買主から本件譲渡代金の全額の支払いを受ける日のレート（着金日の株式会社りそな銀行の直物為替公表建値）によって円換算した金額とし、上記確定更生債権額は、平成28年８月31日時点の三菱東京ＵＦＪ銀行ＴＴＭレート（ＵＳ＄１＝103.18円）で円換算した金額を記載している。

第２　権利の変更及び弁済方法

別表９－１「一般更生債権（金融・相殺猶予）弁済計画表」の金融債権者の一般更生債権については、免除を受けず、「弁済額」欄記載の金額を、更生計画認可決定確定日又は本章第１節第２、２以下の定めに従い本件船舶を譲渡し、暫定譲渡手取額が確定した日のいずれか遅い日から１年以内に弁済する。ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、相殺猶予相当額に係る金融債権者との間で当該弁済の期限を延長することに合意した場合には、同合意に従い、更生計画認可決定確定日又は本章第１節第２、２以下の定めに従い本件船舶を譲渡し、暫定譲渡手取額が確定した日のいずれか遅い日から１年が経過した後に弁済することができる。

第２款　その他の一般更生債権（第１款の金融債権者の一般更生債権を除く更生債権）

第１　確定更生債権

確定したその他の一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表９－２「一般更生債権（金融・相殺猶予以外）弁済計画表」記載のとおりである。

（確定更生債権）　1,800,444,505円及び額未定
（債権者数）　１名

ただし、相殺猶予相当額を控除した金融債権者の一般更生債権（別表９－２、整理番号１）については、金融債権者の確定した一般更生債権（届出番号Ａ01）の総額から、本章第３節第１款第１の定めに従い円換算した金額を控除した額とする。